

全 員 協 議 会 会 議 録 ②

1 開会年月日

令和7年4月3日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（33名）

議 長	白 石 英 行
副 議 長	田 中 香 澄
議 員	のぐち けんたろう
議 員	吉 村 美 紀
議 員	松 平 雄一郎
議 員	宮 野 ゆみこ
議 員	ほかり 吉 紀
議 員	依 田 翼
議 員	高 山 かずひろ
議 員	石 沢 のりゆき
議 員	千 田 恵美子
議 員	浅 川 のぼる
議 員	豪 一
議 員	山 田 ひろこ
議 員	宮 本 伸 一
議 員	沢 田 けいじ
議 員	海 津 敦 子
議 員	宮 崎 こうき
議 員	たかはま なおき
議 員	小 林 れい子
議 員	金 子 てるよし
議 員	市 村 やすとし
議 員	田 中 としかね

議 員	名 取 顕 一
議 員	松 丸 昌 史
議 員	岡 崎 義 顕
議 員	上 田 ゆきこ
議 員	品 田 ひでこ
議 員	浅 田 保 雄
議 員	高 山 泰 三
議 員	山 本 一 仁
議 員	関 川 けさ子
議 員	板 倉 美千代

4 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長

渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
木 村 健	区民課長
吉 本 眞 二	アカデミー推進課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
中 島 一 浩	生活衛生課長
真 下 聡	都市計画課長
橋 本 淳 一	管理課長
武 藤 充 輝	環境政策課長
阿 部 英 幸	施設管理課長
熱 田 直 道	教育総務課長

5 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
調整主査	下 笠 由美子
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	小松崎 哲 生
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査主査	菅 波 節 子
主 事	阿 部 隆 也
主 事	眞 鍋 由起子
係 員	平 尾 和 香

6 本日の付議事件

- (1) 理事者報告
 - (2) 本会議の流れ及び所要時間について
 - (3) 一般質問
-

午後 1時00分 開会

○白石議長 それでは、全員協議会を開会させていただきます。

議員の出席状況ですが、全員御出席いただいております。

理事者におかれましては、栗山児童相談所長が、現場対応で自席待機のため、欠席となっております。

○白石議長 それでは、理事者報告に入ります。

最初に、訴訟関係について。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 訴訟関係について、御報告申し上げます。

今回、御報告申し上げます案件は、生活保護基準引下げに係る集団訴訟の控訴審の判決でございます。

まず、事件の概要を申し上げます。

本件は、平成25年から平成27年にかけて、生活保護の基準額を段階的に引き下げる内容の改定を国が行ったことに係る訴訟であり、全国29か所の地方裁判所に提起された集団訴訟でございます。

原告らは、本区を含む都内の自治体に対して、基準額の改定に伴って行われた3回の生活保護変更決定処分を、それぞれ求めておりました。なお、本区との関係での原告は、1名でございます。

本件訴えは、平成27年6月及び平成28年2月の2回に分けて提起され、併合して審理が進められていたところ、令和4年6月、東京地方裁判所において、本区との関係では、本区の3回の生活保護変更決定処分について、これを取り消す旨の判決が下されておりました。

一審判決の内容は、概ね次の通りでございます。

生活保護の基準額の改定時における厚生労働大臣の判断には、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があると認められるから、基準額の改定は、厚生労働大臣の裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして、生活保護法第3条、第8条第2項の規定に違反し、第8条第1項による委任の範囲を逸脱し、違法というべきである。

その上で、基準額の改定が違法であるから、その改定に伴って行われた生活保護変更決定処分も違法であるため、これらを取り消すとしていたものでございます。

この一審判決について、東京高等裁判所に控訴を提起していたところ、合計6回の期日を

経て、この度、3月27日に控訴審の判決が下されたものでございます。

結論としては、本区の控訴について、棄却されました。その理由は、概ね、先に述べた一審判決の内容を踏襲したものでございます。

本件判決につきまして、国とも協議して対応を検討いたしましたところ、さらに最高裁判所の判断を仰ぐ必要があるとの結論に至りましたので、現在、最高裁判所に対する上告受理申立ての準備を進めているところでございます。

なお、事件の処理につきましては、第1審、控訴審に引き続き、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき、法務大臣に委任することを申し添えます。

訴訟関係についての御報告は、以上でございます。

○白石議長 よろしいでしょうか。はい。

○白石議長 続きまして、本会議の流れ及び所要時間について。

佐久間事務局長。

○佐久間区議会事務局長 それでは、本日4月3日の本会議の流れでございます。

開議宣告の後、会議録署名人として、沢田けいじ議員と山本一仁議員が指名されます。

次に、4月臨時議会の議会期間の宣告が行われまして、4月3日の1日間とされます。

次に、諸般の報告として、令和6年度2月分例月出納検査結果の報告についての報告がございます。

次に、日程に入ります。

日程第1及び第2として、議案第92号及び第93号が一括して議題とされ、佐藤副区長の提案説明の後、総務区民委員会に付託となります。

ここで休憩宣告となり、議案審査のため本会議を暫時休憩いたします。

第一委員会室で総務区民委員会を開催し、議案第92号及び第93号に係る審査を行います。

委員会審査終了後、再開宣告の後、本会議を再開いたします。

総務区民委員会から議案審査報告書が提出されますので、これを本日の日程に追加いたします。

議案第92号及び第93号の2件が一括して議題とされ、高山泰三総務区民委員会委員長の議案審査報告の後、起立表決による個別採決となります。

以上で本日の日程が終了し、全ての議事が終了いたします。

区長から御挨拶をいただき、散会宣告となります。

本会議の流れは、以上です。

次に、所要時間でございますが、本日の所要時間は、開議宣告から休憩宣告までが5分程度、再開宣告から散会宣告までは7分程度と見込んでおります。

これに、休憩中の総務区民委員会の審査時間が加わるものでございます。

説明は以上です。

○白石議長 よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石議長 続きまして、議長会の報告ですけれども、まず、清掃のほうでは、工場の延命処置に伴う改修工事のための予算の質疑を行ったこと。

特別区競馬組合のほうでは、マスコミ報道にあるように、厩舎が古くなったので、その移転に伴う代替地として、トレーニングセンター等の設置を行っていきたいけれども、まだ場所が見つかっていないという中で、今後、検討していくということ。

それと、補正で、売上げが上がっていることと、競馬組合の株価が、配当金の配分増による株価の配当が上がっていることによる補正という形で、ダブルのプラスという形になっていることの協議を行いました。

よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石議長 一般質問をお持ちの方、いらっしゃいますか。

のぐち議員。

○のぐち議員 この場をお借りしまして、発言させていただきます。

先月の3月30日に、環状3号線桜並木でさくらまつりが実行されたんですけれども、その際に、一部の市民団体が、いわゆる文京区の許可なく、またそのさくらまつり実行委員の許可もなく、政治活動、ビラ配りをしていて、かつ無許可で机を出して、さらに署名活動等を行っておりました。

これについては、本当に無許可の机でありましたから、その部分について、さくらまつり実行委員長とアカデミーの職員の方が注意をして、撤去するように要請をしたんですけれども、団体が言うには、みどり公園課の許可をもらっているからどかないと言って、活動を続

けていたわけです。これだけだったら、いわゆるよく分かってない市民団体が活動していたということになるわけですがけれども、それに現職の文京区議会議員が3名と、一昨年お辞めになった区議会議員が1名、4名、活動に加わっていたんです。

私が問題にしたいというか、そもそも無許可でその活動していた団体は、そもそも任意団体ですので、その処分のしょうが難しいと思います。私もちゃんと言って、警察に通報するなりすればよかったなというふうには思っているんですが、なかなかそこまでいけなくて、いわゆる実行委員長に対応をお任せしていて、実行委員長がすごい剣幕で追い返されたというのは、町会の方とか皆さん御存じなんですけれども、それでさらに、本当に、区議会議員が参加していたというのがちょっとよく分からなくて、もうその話を聞いたときは、本当、情けないと思ったし、もう怒りましたし、そしてあきれ返るという感じだったんですが、本来であれば、お祭りであつたりとか区のイベントであつたりとかというのは、当然、公共性の高いものですから、何かの団体が自分たちの主張をすることはできない場所だというのは、政治家なら絶対分かっているはずなんです。分かっているにもかかわらず、続けていた議員がいたということで、本当に同じ区議会議員としては軽蔑したし、もう一緒に活動はできないなというふうに本気に思いました。

それについて、3名いるわけですから、残りの30名の方については、今、私が発言したことについて、どうお考えになったのかということはお聞きしたいですし、また、我々議会として、これだけ足並みの違う人間がいたらどうしようもないかもしれないんですが、議会としてはどのように対応していくつもりがおありであるのかというのは、皆さん含めて、議長をはじめ区議会議員の皆さんには聞きたいと思います。

この団体については、繰り返しなんですけど、主義主張については、別にどう主張されても全く構わないし、それは市民活動を制限するつもりは一切ないんですが、少なくとも許可されてないところでやるというのは間違っていると思いますし、彼らが言った、みどり公園課というのも全くでたらめで、環状3号線のところにつきましては、実行委員会がアカデミーを通じて、行政使用で占用許可を文京区の道路管理課に出して許可をもらっている。しかも、テントの数とか何をするかまでしっかり出しているわけです。何個、このテントはこんな面に使う、これのために使うというのは出しているわけです。ですから、もし違法なものが出ていたら、実行委員会も処罰の対象になるかもしれないということで、本当に撤去されないというのは、あまりもひどい話だなと思ったし、それを、繰り返しになるんですが、よく知っているはずのね、で、1人は1期生なんですが、残りの2人はもう2期生

以上の、つまりベテラン議員なんです。にもかかわらず、活動を、参加していた、いさめるでもなく、参加していたというのは、これは本当にふざけた話だなと思っているわけであります。

こういったことについて、これから、こういったことがあると、どうしても我々、お祭りを主催するというか、実行する側としても、どんどん締めつけも厳しくしなきゃいけないし、でもそれって、全く誰も望んでないことですよね。活動されるのはもちろん自由だし、主張を通したいって市民の方がおっしゃるのも、それは全く制限するつもりはないんですけども、結局、こういうふうにお祭り——お祭りじゃないですけども、イベントの実行委員会の人が迷惑を被ることであるならば、その制限する方向に入っていかなきゃいけないということに対して、非常に問題提起として申し上げたいんですけども、皆さん、いかがお考えになりますでしょうかということ、皆さん、区議会議員、どうでしょうということ……。

（「昔、石原軍団が来たけどね」と言う人あり）

○白石議長 昔、石原軍団が来ましたよね。そのときには、実行委員会がお話をして、三徳のほうによけていったという流れがあって、良識ある対応された石原軍団の都知事選挙というのも思い起こすところですけども、今、のぐち議員から御指摘があったことにつきましては、確かに、さくらまつりに行かれた方には、実行委員会が看板を出して、出展、露店等はできませんよというのを啓発していたというのは、見たというふうには思いますけれども、実行委員会が一生懸命努力をなされて運営されている中で、その要望にもそぐわなかったというのは、とても残念な話かなというふうに思いました。

皆さんには、倫理観ある行動を取っていただくのは当然のことですけども、この件につきましては、昨日、実行委員長のほうから私のほうに申入れがございましたので、この件を含めて、また少し取扱いについて、しっかりと方向性を出していきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

ほかに、よろしいですか。はい。

○白石議長 それでは、これをもちまして、全員協議会を閉会いたしたいと思います。

午後 1時13分 閉会